第十一条第一号中「外側の」を削る。

第十二条を次のように改める。

（安全機能を有する施設）

第十二条　安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の特定廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように施設しなければならない。

2　安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように施設しなければならない。

3　安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定のほか、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。

第十四条第一項中「安全」を「安全性」に、「第十五条第二号」を「次条第一項第二号」に、「同条第四号」を「同項第四号」に改め、同条第二項中「安全」を「安全性」に改める。

第十五条中「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設を設置する」を削り、同条第一号中「放射線しゃへい物」を「放射線遮蔽物」に改め、同条に次の一項を加える。

2　放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように施設しなければならない。

第十六条の見出しを「（予備電源）」に改め、同条第一項中「特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備」を「監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（通信連絡設備等）

第十七条　事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を施設しなければならない。

2　事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を施設しなければならない。

3　特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を施設しなければならない。

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第十八条　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二項中「省令」を「規則」に改める。

第二条第一項第二号ロ⑵中「しゃへい」を「遮蔽」に改め、同号ロ⑷中「使用済燃料」を「使用済燃料等」に改め、同号ロ⑺を同号ロ⑻とし、同号ロ⑹の次に同号ロ⑺として次を加える。

⑺　耐津波構造（使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十四号）第十条に規定する津波に対して使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

第二条第一項第二号ハを削り、同号中ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、リを削り、トの次にチとして次を加える。

チ　その他使用済燃料貯蔵設備の附属施設の構造及び設備のうち、主要な事項

第二条第二項第八号中「火災」の下に「、爆発」を加え、同条第三項中「、副本二通」を削る。

第三条第二項第八号中「火災」の下に「、爆発」を加え、同条第三項中「、副本二通」を削る。

第四条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号イを削り、同号中ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、同号の次に次の一号を加える。

四　設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織（以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。）に関する次の事項

イ　品質保証の実施に係る組織

ロ　保安活動の計画

ハ　保安活動の実施

ニ　保安活動の評価

ホ　保安活動の改善

第四条第二項中「次に掲げる事項について」を削り、「技術上の基準」を「設計及び工事の方法の技術上の基準」に、「その他」を「その他の」に改め、「適合していることを説明した書類」の下に、「並びに当該申請に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が同項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類」を加え、同項各号を削る。

第五条第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　変更に係る前条第一項第四号に掲げる設計及び工事に係る品質管理の方法等

第五条第二項を次のように改める。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に原子力規制委員会に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

一　変更に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該申請に係る設計及び工事の方法が設計及び工事の方法の技術上の基準に適合していることを説明した書類

二　変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が法第四十三条の八第三項第三号の技術上の基準に適合していることを説明した書類

第八条第一号中「しゃへい」を「遮蔽」に、「使用済燃料の除熱」を「使用済燃料等の除熱」に改め、同条第三号中「建物、」を削る。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第九条の三見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項第二号中「工場又は」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第八条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書（法第四十三条の九第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第九条の四第二号中「工場又は」を削る。

第十八条を次のように改める。

第十八条　削除

第二十条の二中「第九条第一号から第四号まで及び第二十二条第二号に掲げる技術上の基準に適合しているかどうか」を「次に掲げる検査」に改め、同条に次の四号を加える。

一　警報装置その他の非常用装置及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。）の作動検査

二　放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力の確認検査

三　主要な放射線管理施設の性能の確認検査

四　使用済燃料貯蔵施設中人が常時立ち入る場所、使用済燃料貯蔵施設の使用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の確認検査